

石狩市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
平成25年 3 月30日専決処分

資料 1

石狩市長 田 岡 克 介

石狩市国民健康保険税条例（昭和41年条例第15号）の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後
（国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額） 第 5 条 第 2 条第 2 項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 特定世帯（特定同一世帯所属者（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第 6 条第 8 号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日<u>の属する月以後 5 年を経過するまでの間に限り、同日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）</u>と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。次号、第 7 条の 2 及び第23条において同じ。）以外の世帯 29,500円 (2) 略 （国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額） 第 7 条の 2 第 2 条第 3 項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 特定世帯以外の世帯 7,600円	（国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額） 第 5 条 略 (1) 特定世帯（特定同一世帯所属者（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第 6 条第 8 号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯<u>であって同日の属する月（以下この号において「特定月」という。）以後 5 年を経過する月までの間にあるもの</u>（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。次号、第 7 条の 2 及び第23条において同じ。）<u>及び特定継続世帯（特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後 5 年を経過する月の翌月から特定月以後 8 年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。第 3 号、第 7 条の 2 及び第23条において同じ。）</u>以外の世帯 29,500円 (2) 略 <u>(3) 特定継続世帯 22,125円</u> （国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額） 第 7 条の 2 略 (1) 特定世帯<u>及び特定継続世帯</u>以外の世帯 7,600円

(2) 略

(国民健康保険税の減額)

第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からイ及びロに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が51万円を超える場合には、51万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からハ及びニに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が14万円を超える場合には、14万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からホ及びヘに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が12万円を超える場合には、12万円）の合算額とする。

(1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、法第314条の2第2項に規定する金額を超えない世帯に係る納税義務者

イ 略

ロ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(イ) 特定世帯以外の世帯 20,650円

(ロ) 略

ハ 略

ニ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(イ) 特定世帯以外の世帯 5,320円

(ロ) 略

ホ～ヘ 略

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、法第314条の2第2項に規定する金額に被保険者（当該納税義務者を除く。）及

(2) 略

(3) 特定継続世帯 5,700円

(国民健康保険税の減額)

第23条 略

(1) 略

イ 略

ロ 略

(イ) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 20,650円

(ロ) 略

(ハ) 特定継続世帯 15,490円

ハ 略

ニ 略

(イ) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 5,320円

(ロ) 略

(ハ) 特定継続世帯 3,990円

ホ～ヘ 略

(2) 略

び特定同一世帯所属者（当該納税義務者を除く。）1人につき24万5千円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

イ 略

ロ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

（イ） 特定世帯以外の世帯 14,750円

（ロ） 略

ハ 略

ニ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

（イ） 特定世帯以外の世帯 3,800円

（ロ） 略

ホ～ヘ 略

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、法第314条の2第2項に規定する金額に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき35万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

イ 略

ロ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

（イ） 特定世帯以外の世帯 5,900円

（ロ） 略

ハ 略

ニ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割

イ 略

ロ 略

（イ） 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 14,750円

（ロ） 略

（ハ） 特定継続世帯 11,070円

ハ 略

ニ 略

（イ） 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 3,800円

（ロ） 略

（ハ） 特定継続世帯 2,850円

ホ～ヘ 略

(3) 略

イ 略

ロ 略

（イ） 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 5,900円

（ロ） 略

（ハ） 特定継続世帯 4,425円

ハ 略

ニ 略

額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額	
(イ) 特定世帯以外の世帯 1,520円	(イ) 特定世帯 <u>及び特定継続世帯</u> 以外の世帯 1,520円
(ロ) 略	(ロ) 略
	<u>(ハ) 特定継続世帯 1,140円</u>
ホ～ヘ 略	ホ～ヘ 略
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の石狩市国民健康保険税条例の規定は、平成25年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成24年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。